

対馬市国際交流員派遣要領

(目的)

第1条 この要領は、市内の学校、企業及び各種団体等が実施する国際交流・国際理解促進事業等への国際交流員の派遣協力に係る必要な事項を定め、本市の国際化推進に資することを目的とする。

(派遣対象事業)

第2条 国際交流員の派遣対象事業は、次の事業とする。

- (1) 外国の文化及び生活の紹介のための講演等
- (2) 異文化理解のための交流活動への協力
- (3) 簡易な外国語日常会話指導
- (4) その他本市の国際化推進に資する業務

(派遣日時等)

第3条 国際交流員が派遣される日時は、原則として祝祭日を除く月曜日から木曜日の午前9時から午後5時及び金曜日の午前9時から正午までとする。

(申し込み)

第4条 国際交流員の派遣を受けようとする団体は、原則として派遣日の2週間前までに派遣依頼書(様式第1号)を次のいずれかに提出しなければならない。

- (1) 派遣会場が厳原町、美津島町、豊玉町の場合は観光物産推進本部長に提出
- (2) 派遣会場が峰町、上県町、上対馬町の場合は観光物産推進本部上対馬観光物産事務所長に提出

(派遣決定)

第5条 所属長は、前条の申込みがあったときは、当該派遣依頼内容、国際交流員の業務予定等を勘案の上、その可否を決定する。

(活動報告)

第6条 派遣依頼団体は、当該事業の終了後10日以内に、活動報告書(様式第2号)を提出するものとする。

(費用負担)

第7条 派遣依頼団体は、国際交流員に対して謝金等の報償費は支給しないものとする。

2 派遣に伴う旅費については、派遣依頼団体の旅費支給規定等に従い、国際交流員に支給するものとする。ただし、旅費支給規定がない場合は、原則として対馬市の基準に従うものとする。

3 その他材料費等の実費については、派遣依頼団体が負担するものとする。

(派遣の制限)

第8条 所属長は、派遣依頼団体が次の各号のいずれかに該当すると認める時は、国際交流員の派遣を承諾しないものとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるとき

(2) 政治、宗教又は営利を目的とした催しを行うおそれのあるとき

(3) その他所属長が適切でないと判断したとき

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は所属長が別に定めるところによる。